

## **指定居宅介護**

### **介護予防・日常生活支援総合事業**

#### **第1号訪問事業（総合事業）重要事項説明書**

#### **1 サービスの目的**

要支援または要介護状態にあるご利用者に対し、介護保険法で定める訪問介護サービスを提供し、ご利用者がその有する能力に応じて、可能な限りその居宅において自立した生活を営むことができるよう支援します。

#### **2 運営方針**

指定訪問介護の実施にあたっては、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

- 2 指定訪問介護の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し計画的におこなうものとします。
- 3 指定訪問介護の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。
- 4 指定訪問介護の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業所及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとします。
- 5 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置すること等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修を実施すること等の措置を講ずるものとします。

#### **3 会社**

- 法人名 : 有限会社訪問介護 こくら
- 法人所在地 : 〒900-0024  
那覇市古波蔵四丁目13番地12号
- 代表者電話番号 : 098-831-6982
- 代表者氏名 : 新垣 良枝
- 設立 : 平成18年1月1日
- 資本金 : 300万
- 実施サービス : 訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業  
第1号訪問事業（総合事業）、障害福祉サービス

#### 4 サービスを提供する事業所（「サービス事業所」とします）

##### ■ サービス事業所

「サービス事業所」の名称	訪問介護 こくら
所在地	〒900-0024 那覇市古波蔵四丁目13番地12号
電話番号	TEL：098-831-6982
介護保険事業者番号	4770101162
実施サービス	指定訪問介護・指定介護予防訪問介護
サービス提供地域 （訪問介護）	那覇市、豊見城市、八重瀬町、 南風原町、糸満市、浦添市、南城市
サービス提供地域 （介護予防・日常生活支援総合 事業 第1号訪問事業（総合事業））	那覇市、豊見城市、八重瀬町、 南風原町、糸満市、浦添市、南城市
備考	

##### ■ 職員体制

	常 勤	非 常 勤	計	備 考 等
管 理 者	1名	0名	1名	介護福祉士
サービス提供責任者	1名以上	0名	1名	介護福祉士 管理者と兼務 (1名)※障害と 兼務
訪 問 介 護 員	4名以上	4名	8名	介護福祉士 ※障害と兼務
	4名以上	4名	8名	実務者研修 介護職員基礎研修 介護職員初任者研修 ※障害と兼務
事務員（その他）	1名以上	0名	1名	

## ■ 職務の内容

### 管理者

従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行います。

### サービス提供責任者

訪問介護計画（訪問型サービス個別計画）の作成・変更等を行い利用の申込みに係る調整を行います。

利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携を行います。

居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行います。

訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握します。

訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施します。

### 訪問介護員

訪問介護計画（訪問型サービス個別計画）に基づき指定訪問介護〔指定予防訪問事業〕の提供に当たります。

### 事務員

書類の作成、ファイリングや処理、データ入力や電話対応、来客対応などの業務全般とします。

## ■ 営業日及び営業時間

営業日	月～土・祝日（但し、12/31, 1/1～1/3 休み）
営業時間	9：00～18：00
備考	ただし、電話等により常時連絡が取れる体制とする。

## 5 主となるサービス

※ 介護保険法で定める訪問介護のサービス内容に限られます。

### 身体介護

食事介助：食事の介護を行います。

入浴介助：入浴の介助を行います。

排泄介助：排泄の介助、オムツ交換を行います。

体位変換：体位変換介助を行います。

認知ケア：認知高齢者の方の生活を見守り、手助けしながら一緒にサービスを行い生活歴の喚起を促します。

### 生活援助

調理：ご利用者の食事を用意します。

洗濯：ご利用者の衣類等を洗濯します。

掃除：ご利用者の日常の清掃をします。

買い物：ご利用者の日常生活必需品の買い物をを行います。

その他：ご利用者の衣類・寝具の交換、布団干し等を行います。

### サービス提供区分

訪問型サービス費（Ⅰ）… 1週に1回程度

訪問型サービス費（Ⅱ）… 1週に2回程度

訪問型サービス費（Ⅲ）… 1週に2回を超える場合

※サービスはご利用者を対象にしたものに限られ、生活援助の場合、ご利用者以外のお食事の調理、衣類等の洗濯、買い物、ご利用者の居室以外の清掃はできません。

※調理の中でも、きざみ食・ミキサー食、及び糖尿病食などの特別食（医療食・治療食）は、介護保険法のサービス区分上、身体介護として取り扱われます。

※各々のサービス内容やその実施方法等の詳細につきましては、お気軽にお尋ね下さい。

## 6 サービス従業者

- ① ご利用者の担当に訪問介護員の選任（担当の変更を含みます）は、サービス提供責任者が行います。事業所の都合により担当の訪問介護員を変更する場合は、ご利用者やその家族に対し事前にご連絡するとともに、サービス利用に関する不利益が生じないように十分に配慮します。
- ② ご利用者が、担当の訪問介護員の変更を希望する場合には、その変更希望理由（業務上不適当と判断される事由）を明らかにして、事業所まで申し出てください。

## 7 利用料金

※別表に記載しています。

### 利用者負担

指定訪問介護及び訪問型サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスである場合には、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。

## 8 キャンセル

■ ご利用の都合でサービスの中止をした場合は、下記の料金をいただきます。

①サービス利用日の前日 17：00までにご連絡いただいた場合	無料
②サービス利用日の前日 17：00までにご連絡がない場合	1,000円

※ ご利用者の容態の急変等で、緊急且つやむを得ない場合にはキャンセル料をいただきません。

※ 上記の②について、ご利用者の都合によるキャンセルが頻繁に起きる場合については、キャンセル料を協議の上変更します。

キャンセルの連絡先電話番号	098-831-6982
---------------	--------------

## 9 お支払い方法

前月のサービスご利用分に関するご利用料金を事業所が、定める翌月の期日までにお支払いいただきます。

- ・お支払い方法は、口座引き落とししか下記の口座へのお振込みをお願いいたします。

銀行名	琉球銀行
支店名	国場支店
口座種類	普通口座
口座番号	340861
口座名義	有限会社 訪問介護こくら 取締役 新垣良枝

※お支払いを確認しましたら、領収証をお渡ししますので、必ず保管してください。（医療控除の還付請求の際に必要なことがあります。）

## 10 留意事項

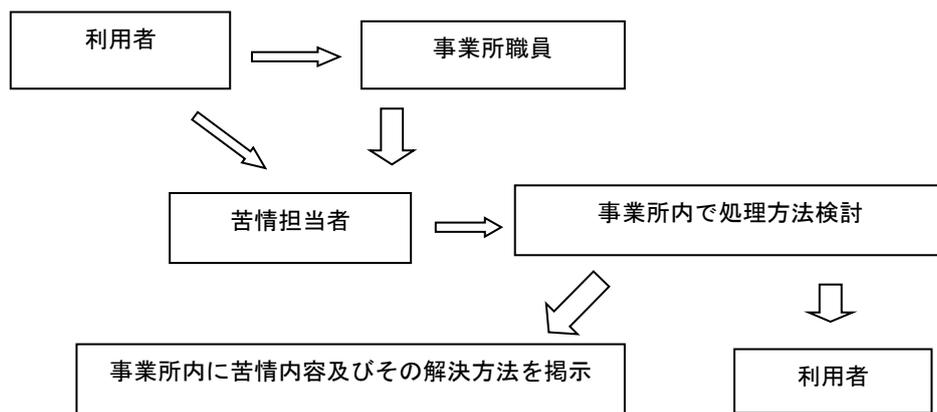
- ① サービス提供のためにご利用者の居宅について使用する水道・電気・ガス・電話等の費用は、ご利用者の負担になります。
- ② 台風などの天災により、公共の交通機関がストップした場合、ご利用者と相談の上、サービスを中止させてもらう場合があります。

## 11 サービス相談窓口及び苦情お受付窓口

### ① サービス事業所

電話番号	098-831-6982
受付時間	9:00~18:00
担当者	新垣良枝

### ② 苦情処理フローチャート



### ③その他

その他の相談・苦情受付窓口としては、下記の窓口がございます。

沖縄県福祉サービス運営適正化委員会	098-882-5704
沖縄県介護保険広域連合	098-911-7500
那覇市チャージがんじゅう課	098-862-9010
豊見城介護長寿課	098-856-4292
八重瀬町社会福祉課	098-998-9598
糸満市介護長寿課	098-840-8133
国民健康保険団体連合会	098-860-9026

## 12 緊急時の連絡先

- ※ 主治医・ご家族等緊急時連絡先は、あらかじめ担当のサービス提供責任者により確認させていただきます。サービス提供中にご利用者の急変があった場合は、事前の打ち合わせに従って主治医、救急隊、親族の連絡先及び居宅介護支援事業所等へ連絡します。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

## 13 事故発生時の対応

利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合、利用者の家族、主治医又は、利用者にかかわる居宅介護支援事業所等に連絡します。

## 14 損害賠償

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責に帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

## 15 秘密保持

事業者及び事業者の訪問介護は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を第三者に漏らさない。この守秘義務は終了後も同様とします。

## 16 個人情報利用の方法

個人情報を使用する場合は、医療上必要性がある、もしくは居宅介護支援事業者との連携を図るなど正当な理由がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上でその情報を用いるものとします。

## 17 認知症ケアに関する事項

事業者は、認知症に関する十分な知識を習得し、専門性と資質の確保・向上を目的とし、定期的に研修を実施する。

認知症高齢者への対応として、総合的なアセスメントを踏まえ、環境やチームケアを統一することで、認知症高齢者のニーズに即した生活支援を行う。パーソン・センタード・ケア（いつでも、どこでもその人らしく）本人の自由意志を尊重したケアを実践します。

## 18 虐待防止に関する事項

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

## 19 身体拘束禁止

サービスの提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはなりません。ただし、切迫性、非代替性、一時性のすべての要件に該当した場合は、多職種協働で計画書を作成し、その内容を利用者及び家族に説明を行い、その内容について利用者及び家族の署名、捺印をもらった上で、期間を決めて実施するものとします。事業者は、身体拘束禁止に関する十分な知識を習得し、専門性と資質の確保・向上を目的とし、定期的に研修を実施します。

## 20 サービス提供の記録

1. 事業者は、毎回のサービス終了時にサービス提供の記録を残し、確認印もしくは、口頭での了承とします。
2. 事業者は、訪問介護の利用状況、実施内容などのサービス提供記録を作成し、必要に応じてご家族に連絡をとるものとする。又利用者の求めに応じて記録の開示をします。
3. 事業者は、訪問介護の提供に関するサービス記録を作成し、契約終了後5年間は保管します。

## 2 1 第3者評価の実施状況

未実施です。

## 2 2 研修の実施

事業者は、介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また兼務体制を整備します。

1. 採用研修 採用後3ヶ月以内
2. 継続研修 年2回
3. 認知症ケアに関する研修 年1回
4. 身体拘束禁止に関する研修 年1回

令和 年 月 日

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行い交付しました。

事業者 住 所 那覇市古波蔵四丁目13番地12号  
事業者名 訪問介護 こくら  
代表者 新垣 良枝 印  
TEL (098) 831-6982

説明者職名	
氏 名	印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意し、受領しました。

利用者 住 所  
氏 名 印

代理人 住 所  
氏 名 印